

○宝達志水町有料広告掲載要綱

平成19年1月5日

告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、町の広報紙等に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報宝達志水
- (2) 町が管理するWEBページ(以下「町ホームページ」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が広告掲載を認めるもの(以下「その他の広告媒体」という。)

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広報媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (4) 町民に不利益を与えるおそれがあるもの
- (5) 虚偽又は誇大な表現その他表示の方法が不適切なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等)

第4条 広告の位置、規格、掲載期間、掲載料金等は、別表に定めるとおりとする。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者は、宝達志水町広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長が定める期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、募集期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、当該申込みをした者に宝達志水町広告掲載決定通知書(様式第2号)で通知するものとする。

- 2 町長は、掲載することが適当と認められる広告の申込みの件数が、掲載しようとする広告枠数を超えたときは、抽選により掲載する広告を決定するものとする。
- 3 広報掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載しようとする広告の版下原稿等を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第7条 広告主は、掲載の決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(広告掲載料の返還)

第8条 広告掲載料は、返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときは、広告主にその全額又は一部を返還することができる。

(広告主の責任)

第9条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込みによって掲載の決定を受けたとき。

(2) 町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき又は広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲載が行政運営上支障があると町長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。この場合において、納付済みの広告掲載料は、返還しない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により町長に申し出なければならない。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成23年3月1日告示第12号)

この告示は、平成23年3月1日から施行する。

別表(第4条関係)

	広報宝達志水	町ホームページ	その他の広告媒体
掲載位置	町が指定するページの下 段部分	トップ画面で町が指定す る場所	広告媒体ごとにその都 度別に定める。この場合 において、掲載料金は、広 告媒体の作成費用、広告 募集の経費、類似広告の 料金等を勘案し決定する。
規格	(1)1号広告(縦50mm×横 175mm)5段に分けた ページ下1段相当(1色、 色指定不可) (2)2号広告(縦50mm×横 85mm)5段に分けたペ ージ下1段の2分の1相 当(1色、色指定不可)	バナー広告 縦 60ピクセル 横 120ピクセル サイズ 4KB以内 形式 GIF形式(映像は各 自作成するものとする。)	
掲載期間	1箇月を単位とし、最長1年 とする。ただし、当該年 度を超えることはできな い。	1箇月間を単位とし、最長1 年とする。ただし、当該年 度を超えることはできな い。	
掲載料金 (1箇月)	(1)1号広告 10,000円 (2)2号広告 5,000円	(1)町外事業所 5,000円 (2)町内事業所又は営業所 等を有する事業所 2,000円	
申込期限	広告掲載を希望する月の 前月1日まで	広告掲載開始日の30日前 まで	
掲載枠数	最大3ページ	最大8枠	

宝達志水町広告掲載申込書

年 月 日

宝達志水町長

申込者 住所(所在地)

名称
代表者名 _____ 印

電話 () —
ファックス () —

E-mail
担当者氏名

宝達志水町有料広告掲載要綱第5条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて次のとおり申し込みます。

1 掲載を希望する広告媒体(番号を○で囲んでください。)

(1) 広告宝達志水

ア 1号広告(50mm×175mm) 1段相当

イ 2号広告(50mm×85mm) 1段の2分の1相当

(2) 町ホームページ

枠数 枠 (リンク先:)

(3) その他の広告媒体 (広告媒体名:)

2 掲載希望期間

3 掲載料金の支払

広告掲載が決定されたときは、遅滞なく広告掲載料を支払います。

<注意事項>

*企業、団体等の業務内容が分かる書類も添付してください。

*広告原稿及び版下に関する一切の責任及び費用は、申込者が負うものとします。

宝達志水町有料広告掲載決定通知書

年 月 日

様

宝達志水町長

年 月 日付けで申込みいただきました有料広告掲載について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

1 決定区分

- 掲載する
 掲載しない
<理由>

2 広告の掲載内容

(1) 掲載媒体

(2) 掲載期間

(3) 掲載枠数

3 広告原稿の提出期限 年 月 日までに提出してください。

4 広告掲載料 金 _____ 円
年 月 日までに同封の納付書によりお支払いください。

5 その他(掲載条件等)

○宝達志水町有料広告掲載基準

平成19年1月5日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、宝達志水町有料広告掲載要綱第3条に規定する広告掲載の範囲の詳細として定めるものであり、広告媒体への掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(基本的な考え方)

第2条 町の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(規制業種又は業者)

第3条 次に定める業種又は業者の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第112号)の適用を受ける業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融業者
- (4) たばこ業者
- (5) ギャンブルに係る業種
- (6) 社会問題を起こしている業種又は業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う業者
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が適切でないと判断した業種又は業者

(掲載基準)

第4条 次に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、名誉き損その他各種差別的なもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼうし、中傷又は排斥するもの
 - エ 町の広告事業の円滑な運営に支障を来たすもの
 - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの

- ケ 国内世論が大きく分かれているもの
- (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示及び誤認を招くような表現を含むもの
例：「世界一」「一番安い」等
 - イ 射幸心を著しくあおる表現を含むもの
例：今が・これが最後のチャンス等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない商法及び商品に係るもの
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に係るもの
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 一般的告知広告における裸体等を含むもの
 - イ 広告する商品等とは無関係に、単に目立たせるための水着姿及び裸体等必然性のないものを含むもの
 - ウ 暴力及び犯罪を肯定し助長するような表現を含むもの
 - エ 残酷な描写等、善良の風俗に反するような表現を含むもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適切でないと判断したもの

(ホームページに関する基準)

第5条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(広告表示内容の基準)

第6条 表示内容等について、掲載の都度、広報主管課が次の基準により検討を行い、不適切と判断した場合は、内容の訂正、削除等を広告主に指示することとする。この場合において、広告主は正当な理由がある場合以外は訂正、削除等に応じなければならない。

(1) 語学教室等

安易さ並びに授業料及び受講料の安価さを強調する表現は使用しないこと。

例：一か月で確実にマスターできる等

(2) 学習塾、予備校等(専門学校を含む。)

合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示すること。

(3) 外国大学の日本校

主旨(この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。)を明確に表示すること。

(4) 資格講座

ア 資格の性質を誤解のないよう明示すること及び主旨(この資格は国家資格ではありません。)を明確に表示すること。

イ 講座だけで資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しないこと及び主旨(資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。)を明確に表示すること。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけ又は資金集めを目的としていないこと。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤認される表示はしないこと。

(5) 病院、診療所及び助産所

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第69条又は第71条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できないこと。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならないこと。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならないこと。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできないこと。

オ 写真については、病院の全景、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接にかかわるものは広告できないこと。

カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記しなければならないこと。

(6) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復)

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できないこと。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は、広告できないこと。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行うこと。

(7) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)の広告を掲載する業者が、県の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。

(8) いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品の広告を掲載する業者が、県の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。

(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般(老人保健施設を除く。)

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。

(ウ) サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできないこと。

例：宝達志水町事業受託事業者等

イ 有料老人ホーム

前項に規定するもののほか、次の基準を満たすこと。

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項は、すべて表示する

こと。

(イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限ること。

(イ) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできないこと。

(10) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。

イ 不動産売買及び不動産賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。

ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うこと。

エ 契約を急がせる表示は掲載しないこと。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか等

(11) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(12) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。

イ 不当表示に注意すること。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真等

(13) 通信販売業

返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(14) 結婚相談所及び交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記すること。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(15) 調査会社、探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

(16) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定すること。

イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して批判、中傷等をするものは掲載しないこと。

(17) 募金等

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

イ 主旨を明確に表示すること。

例：〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。

(18) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしないこと。

例：〇〇〇のバッグ50,000円、航空券 東京～福岡 15,000円等

イ 有利さを誤認させるような表示はしないこと。

2 広告表示について注意を要すること。

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：メーカー希望小売価格の30%引き等

(2) 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加又は体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

ア 広告主の法人格を明示し、法人名を明記すること。

イ 広告主の所在地及び連絡先の両方を明示する。この場合において連絡先については、固定電話番号を明示し、携帯電話及びPHSの番号のみを連絡先とすることは認めないこと。

ウ 法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記すること。

(5) 肖像権及び著作権

無断使用がないか、確認すること。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること(公正取引委員会に確認の必要あり。)

例：メーカー希望価格の50%引き(宝石には通常、メーカー希望価格はない)等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例：お酒は20歳を過ぎてから等

イ 飲酒を誘発するような表現をしないこと。

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。